

香取市第3次障害者基本計画

- 第6期障害福祉計画

- 第2期障害児福祉計画

概要版



令和3年3月

香取市

計画の概要

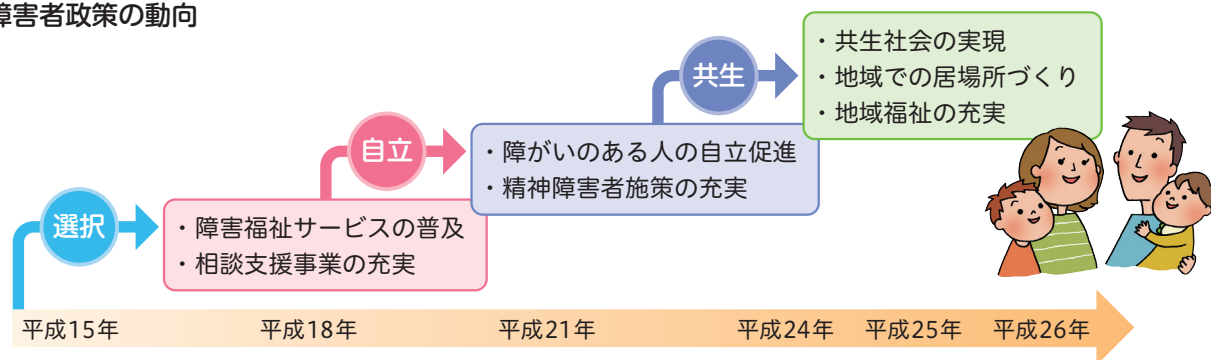
計画の背景・趣旨

これまで本市では、計画期間を1期6年とする「障害者基本計画」と、3年毎に策定している「障害福祉計画」があり、計画的な障害者施策の推進を行ってきました。この間、国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成26年1月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

また、一億総活躍社会、地域共生社会の実現に向けた取組も進み始め、障害者福祉分野においても、平成30年度からの改正障害者総合支援法を中心に、より一層、取組の推進が必要となります。

このような状況の変化に合わせ、本市では令和2年度に、現行の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえて、「第3次障害者基本計画」の改訂、及び「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を策定します。

◆近年の障害者政策の動向



計画の期間と位置付け

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

また、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次のとおりとなります。

香取市総合計画

最上位計画として、香取市が実施する全ての施策の方針を取りまとめたもの

香取市地域福祉計画（障がい・高齢・児童・医療・保健）

福祉・保健・医療分野を包括し、社会福祉施策の方針をとりまとめたもの

本計画（障がい者福祉分野）

香取市障害者基本計画（第3次）

計画内容

本市が実施・展開する障害福祉サービス等を中心に、中長期的な展望に基づく、障害福祉施策を示します。（根拠法：障害者基本法）

香取市障害福祉計画（第6期）・香取市障害児福祉計画（第2期）

計画内容

国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策を示します。また、障害児福祉計画を内包したものとなります。（根拠法：障害者総合支援法・児童福祉法）

計画の構成

基本理念と基本方針

本市では、障害のある人もない人も同様に社会を構成する一員として、ともに生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の理念のもとに計画を推進しています。

本計画では、この基本理念や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行などを踏まえ、障害のある人もない人も互いを理解し、支え合って生きていくことができるよう、本計画における基本理念を以下の通りとします。

基本理念

障害のある人もない人も ともに支えあって暮らせるまち 香取

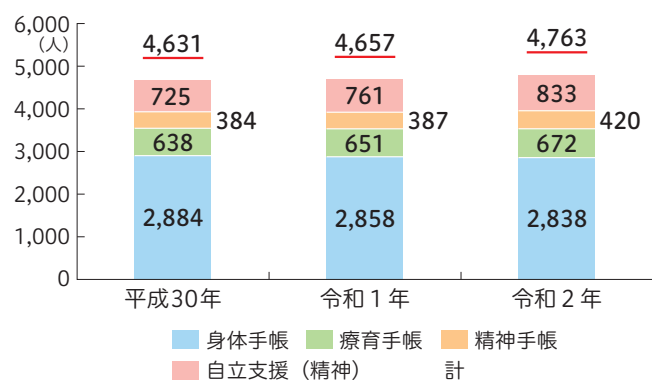
また、障害のある人が社会で、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定し、自分の役割を見つけ、誇りを持ってその役割を果たすことのできるような社会を実現するために、基本理念に基づき、以下の3点を施策全体に共通する視点として設定します。

- すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づく社会づくり
- 必要な支援を的確に受けられる社会づくり
- 地域で支え合い、共生することができる社会づくり

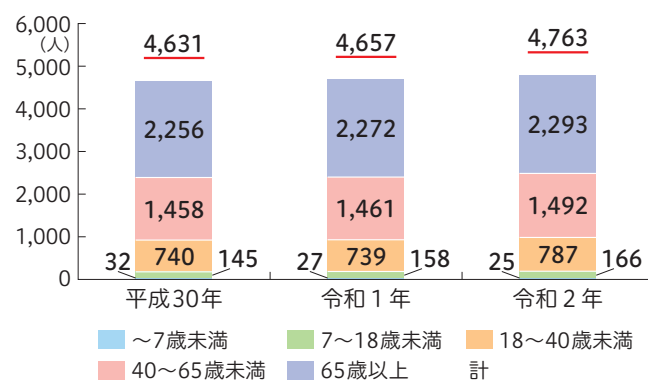
障害者に係る統計

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は緩やかながら増加傾向にあり、構成割合としては、療育・精神の割合が微増しています。千葉県全体では全ての手帳所持者が増加傾向にあります。

◆手帳種別所持者数の推移



◆等級・年代別の推移



出典：香取市（各年3月31日）

施策の体系

施策の体系

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、分野別に以下の7つの柱を掲げます。

なお、障害福祉計画の該当内容については、基本目標の施策・事業展開とし、「障害福祉サービス」及び「障害児福祉サービス」「地域生活支援事業」等の事業量の見込みと確保の方策を別途掲載します。

基本目標 1 障害に対する理解の浸透及び権利擁護・協働の推進

市民に対し、人権啓発や人権教育などを推進することにより、障害のある人の人権尊重に対する理解と協力を促進し、福祉の意識を高めるとともに、障害のある人の権利擁護に努めます。また、さまざまな地域の主体と連携し、障害のある人及び地域住民の積極的な地域活動への参加を促し、地域福祉活動を促進します。

基本目標 2 保健・医療の充実

障害の原因となる疾病、感染症などの予防、早期発見、早期療育、治療体制の充実に努めるとともに、難病患者への支援や精神保健福祉、リハビリテーション支援、医療的ケア体制や緊急時の医療体制の整備に取り組みます。

基本目標 3 療育・教育体制の充実

障害のある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備に努めるとともに、学校と家庭での豊かな生活を送るため、福祉、教育など関係機関が連携し適切な支援に努めます。

基本目標 4 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努めます。

基本目標 5 生活支援サービスの充実

日常生活を支える各種福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などのニーズに応じた社会資源の整備に努めるとともに、障害特性に配慮し、相談窓口の整備に向けた取り組みを強化します。



基本目標 6 生活環境の整備・充実

障害のある人が地域で快適、安全に暮らすことができるよう、公共空間をはじめ、市全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、移送サービスの充実を図ります。

また、災害時に障害のある人が安全に避難することができるよう、災害時の支援体制の充実に努めます。さらに、障害のある人が犯罪に巻き込まれず、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の防犯体制の充実に努めます。

基本目標 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参加促進

障害のある人が身近な地域で自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

また、障害のある人の活動母体である障害者団体を育成し、さまざまな社会参加への促進が図れるよう支援します。

施策の展開

基本目標

施策の方向

1 障害に対する理解の浸透 及び権利擁護・協働の推進

- 1 啓発活動の充実
- 2 権利擁護の推進
- 3 福祉教育の推進
- 4 体験・交流の推進
- 5 地域福祉の推進

2 保健・医療の充実

- 1 乳幼児期の保健・療育の充実
- 2 医療、医学的なりハビリテーションの充実
- 3 心と体の健康づくりの推進

3 療育・教育体制の充実

- 1 就学前保育・教育などの充実
- 2 特別支援教育体制の充実
- 3 特別支援教育の推進

4 雇用・就労の促進

- 1 一般就労の促進及び定着
- 2 福祉的就労の場の拡大

5 生活支援サービスの充実

- 1 在宅生活及び日中活動への支援の充実
- 2 居住の場への支援の充実
- 3 相談支援体制及びネットワークの充実
- 4 コミュニケーション支援・情報提供支援の推進

6 生活環境の整備・充実

- 1 障害のある人にやさしい公共空間の確保
- 2 移動手段の確保
- 3 住宅環境の整備
- 4 生活安全の確保

7 スポーツ・生涯学習、社会活動への 参加促進

- 1 スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進
- 2 生涯学習の推進
- 3 家族及び障害者団体への支援の推進
- 4 社会活動への参加の促進

●● 「成果指標」及び「活動指標」

成果指標は、国・県が定める数量目標に基づく内容を記載し、活動指標は、本市のサービスに基づくサービス量と確保の方策を記載します。主な成果指標を次のとおりとなります。

成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標 3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●● 施策・事業の体系

施策体系としては、「障害福祉サービス」及び「障害児福祉サービス」「地域生活支援事業」等に分別され、サービスの概要について整理します。主に「活動指標」に該当するサービスで構成されます。

1. 障害福祉サービス・障害児福祉サービス

障害者自立支援法にもとづく障害福祉サービス・障害児福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、全ての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。今後のニーズに基づき、新たな事業の実施についても検討していくこととします。

●● 推進体制の確保

計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。これらはPDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

点検・評価結果の反映

香取市地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

成果目標

成果目標

成果目標について、国の基本方針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。そのうち、市町村において設定する成果目標について、本計画に掲載します。

成果目標 1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

区 分	目 標
令和5年度末までの地域生活移行者数	10人
令和5年度末の施設入所者数	84人

成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を次に掲げるとおり設定します。

区 分	目 標
平均生活日数	316日
1年以上長期入院患者数	65歳以上 117人
	65歳未満 64人
精神障害者の退院に関する目標値	入院後3か月 67%
	入院後6か月 83%
	入院後 1年 89%

成果目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

区 分	目 標
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

区 分	目 標
令和5年度までの一般就労移行者数	28人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	6人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	3人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	5人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	3人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	80%

成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児を支援する体制を確保するため、児童発達支援センターや保育園等での専門的な支援体制等、地域支援の在り方を計画的に位置づけます。また、医療的ケア児についても、事業者と協力して、総合的な支援を行います。

区 分	目 標
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	あり
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業者の確保	1箇所
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所（広域的な設置）
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人（広域的な設置）

成果目標 6 障害児支援の提供体制の整備等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

区 分	目 標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的、専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導、助言の実施 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 ・地域の相談機関との連携強化への取組

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

区 分	目 標
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の構築

障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

指定障害福祉サービスと提供見込み量

障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービスは、サービスの特性に合わせて「訪問系」「日中活動系」「居住系」に区分されますが、制度上は介護給付、訓練等給付に区分されます。

区 分		見込量（単位：人/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・ 重度障害者等包括支援	91	93	96
日中活動系	生活介護	200	200	202
	自立訓練（機能訓練）	0	1	1
	自立訓練（生活訓練）	4	4	2
	就労移行支援	20	25	20
	就労継続支援（A型）	17	17	18
	就労継続支援（B型）	115	120	125
	就労定着支援	3	3	3
	療養介護	11	11	11
	短期入所（福祉型）	30	35	35
	短期入所（医療型）	5	5	5
居住系	共同生活援助	95	98	102
	施設入所支援	86	85	84
	自立生活援助	0	0	1
相談支援	計画相談支援	135	137	138
	地域移行支援	1	2	2
	地域定着支援	6	7	8

障がい児支援事業（児童福祉法による事業）と提供見込み量

障害者総合支援法及び児童福祉法にもとづく障害福祉サービスとして、障害児通所支援等サービスを提供します。

区 分		見込量（単位：人/月）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所支援	児童発達支援	37	39	40
	医療型児童発達支援	0	1	1
	放課後等デイサービス	75	75	80
	保育所等訪問支援	15	18	20
	居宅訪問型児童発達支援	0	1	1
障害児相談支援	障害児相談支援	32	34	35
	医療的ケア児に対する関連分野の支援	0	1	1

●● 地域生活支援事業と提供見込み量

地域生活支援事業は、障がいのある人が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

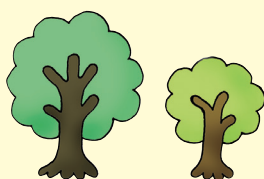
地域生活支援事業には、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。本市で実施する事業メニューについては、今後のニーズにもとづき、新たな事業の実施についても検討していくこととします。

区 分	サービス概要
理解促進研修・啓発事業	一般市民向けに実施し、法律の周知と障害者への理解を促しています。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者自身、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。
相談支援機能強化事業・基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、権利擁護を図ることを目的として成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	障害者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業 (手話奉仕員養成研修事業含む)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者、または利用者からの申請により、市登録の手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、庁舎内及び派遣先での手話通訳、手話派遣事業の調整事務、その他意思疎通支援事業に関する業務を行う専任手話通訳者を配置します。 また、聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
日常生活用具給付等事業	日常生活を営む上で著しい障害のある人に対し、排泄管理支援用具、入浴補助用具や視覚障害者用拡大読書器等を給付しています。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤・通学等、通年かつ長期にわたる外出等を除く）で、原則として1日8時間程度の範囲で用務を終えるものについて、外出支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターでは、在宅の障害者が、地域で自立した日常生活をまたは社会生活を営むことができるよう、創作的な活動または生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として、日中活動の場を提供しています。また、事業形態は、目的によって、下記のI型、II型、III型に分かれています。

必須事業

区 分	サービス概要
訪問入浴サービス	居宅において常に臥床（がしょう）し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の寝たきりの心身障害者（手帳所持者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害者の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、一時的な見守り等の支援が必要と認められる障害者に対し、日中における活動の場を確保し、見守り・社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行います。
更生訓練費給付事業	自立生活及び就労に向けて訓練を受けている方で、一定の所得要件を満たす場合に、その訓練を効果的に受けられるよう必要な経費（消耗品費等）や、通所のための経費を支給します。
知的障害者職親委託事業	知的障害者の自立更生を図るため、自治体に職親登録している事業経営者個人（職親）に一定期間預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性を高めます。
障害者自動車運転免許取得助成事業	身体障害者・知的障害者で免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる方に対し、自動車運転免許の取得に要した費用（入所料、教材費、適性検査費、教習料、検定料、仮免許取得料その他必要経費）の一部を助成します。
障害者自動車改造費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル、ブレーキ）等の一部を改造する必要がある場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

任意事業





KATORI

香取市第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【概要版】

発行年月：令和3年3月

発行編集：福祉健康部 社会福祉課 障がい者支援班

所在地：〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地（市役所1階）

電話：0478-50-1252